⑹　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設振興課における建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成30年６月１日（金）を予定している。

⑺　参加表明書の提出者が１者で、技術提案書提出者選定時の評価項目「企業の経験及び業務実施能力」、「業務実施体制」、「予定技術者の経験及び業務実施能力」の評価に『選定しない』に該当する項目が無い場合は、技術提案書の提出及び業務への取り組み姿勢（ヒアリング）を省略し、その１者を見積提出者として特定する。特定通知の日は平成30年４月２日（月）を予定している。

⑻　技術提案書のヒアリングを行う。

⑼　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ryoichi Gejima, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Reinforcement basic design of the Tomei Expressway Sakawagawa bridge other 4 bridges

⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 14 March 2018

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 22 June 2018

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成29年国土交通省告示第1196号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成29・30年度を有効期間とする内閣府沖縄総合事務局の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

平成30年３月１日

内閣府沖縄総合事務局長　能登　　靖

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　競争参加資格の再認定の申請ができる者

⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成29・30年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

⑵　平成29・30年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望するものであって建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。

２　再認定の受付時期及び場所

平成30年４月１日から平成30年９月30日までの間に、次の提出場所において申請を受け付ける。

〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係（電話098―866―0031　内線2541）

３　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.ogb.cao.go.jp/soumu/008749.html

⑵　申請書等の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。

①　１⑴に該当する者

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①―１及び①―２）

ロ）申請者が、ニ）に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別に分割して申請するとき又はニ）に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式②）

ハ）業態調書（その２）（様式③―２）

ニ）総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、イ）（様式①―１）、ハ）及びニ）を提出するものとする。

②　１⑵に該当する者

イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①―１及び①―２）

ロ）業態調書（その２）（様式③―２）

ハ）規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類

ニ）規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類

ホ）規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類

ヘ）規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類

ただし、再認定の申請に係る規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる書類の事業年度が当初の認定に係る同書類の事業年度と同一である場合においては、イ）（様式①―１）及びニ）のうち経営規模等評価申請書の別紙二及び別紙三に準ずる書類を提出するものとする。